

静岡市駿河区広告付窓口番号案内表示システム等導入業務  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、静岡市駿河区広告付窓口番号案内表示システム等導入業務に関する協定締結候補者を選定するために必要な事項を定める。

なお、駿河区においては、来庁者窓口の混雑緩和と案内・待ち時間の快適化を目的に、平成27年12月、広告付窓口番号案内表示システムを導入したが、導入後10年余を経過しており、機器の老朽化による障害発生への対応や、待ち時間の更なる快適化のための新機能拡充など、市民サービスの質向上及び職員の事務負担軽減を図るため、広く事業者からの提案を募集し新システムを導入するものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

静岡市駿河区広告付窓口番号案内表示システム等導入業務

### (2) 業務内容

(別紙1)「静岡市駿河区広告付窓口番号案内表示システム等導入業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

### (3) 設置期間

設置の日から令和13年10月31日までとする。

なお、システム稼働期間は、令和8年11月2日から令和13年10月31日までとする。

### (4) 設置場所

静岡市駿河区役所 静岡市駿河区南八幡町10番40号

駿河区役所 1階 戸籍住民課及び同区役所 2階 保険年金課

静岡市駿河区役所長田支所 静岡市駿河区上川原13番1号

## 3 提案参加要件

### (1) 参加資格

申請日から協定書締結日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ③ 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出

をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

- ④ 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- ⑤ 他の自治体において過去5年間での導入実績を有していること。
- ⑥ 直近の1年において、法人税、消費税及び地方消費税、地方税(静岡市に対し納付義務があるもの。)を滞納していないこと。

(2) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、1つの提案のみとする。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付	令和8年6月26日(金) 17時まで	質問票【様式5】に記載の上、電子メールで提出すること。電話・FAX 等での質疑応答は行わない。
質問に対する回答	令和8年7月3日(金) 17時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開する。
企画提案書提出(プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む)	令和8年7月22日(水) 17時まで(必着)	郵送又は持参すること。 提出場所: 静岡市駿河区役所戸籍住民課(駿河区役所1階)
プロポーザル審査会通知(予備審査含む)	令和8年7月24日(金)	プロポーザル審査会参加者へ電子メールで通知する。
プロポーザル審査会	令和8年7月30日(木)	プロポーザル審査会を実施する。
最終審査結果の通知	令和8年8月3日(月) 以降	プレゼンテーション審査会の参加者全てに電子メールで通知する。また、協定締結候補者をホームページで公開する。
候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和8年8月10日(月) 17時まで	書面にて提出すること。電子メールで提出可能。 なお、様式は問わない。
説明要求に対する回答	令和8年8月13日(木) 17時まで	書面にて回答する。電子メール又は郵便で通知する。

## 5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)
- (2) 会社概要書【様式2】(1部)
- (3) 導入実績報告書【様式3】(1部)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】(1部)
- (5) 法人の場合は登記事項証明書(1部)※コピー可
- (6) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)
  - ① 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書(納税証明書(その3の3))(1部)
  - ② 静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書(1部)
- (7) 企画提案書(6部)

※(4)(5)の書類については、当市の各種競争入札資格者名簿に登録されているものは、省略可能。

## 6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成すること。

- (1) 書式
  - ① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構わない。
  - ② 企画提案書は紙媒体6部(正本1部及び副本5部)を提出する。
  - ③ 提案書のページ数制限はないが、20分間で説明できる内容とする。
  - ④ 散逸しないような形で綴る。
- (2) 記載項目等
  - ① 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載。
  - ② 企画提案書の提出は、1社につき1提案とする。
  - ③ 審査員が内容を認識しやすいようインデックス等を使用する。
  - ④ 仕様書に記載の内容以外で独自の提案があれば記載してもよい。

## 7 審査

### (1) 審査方法

- ① 審査は、書類審査(または予備審査)及びプレゼンテーションにより実施する。
- ② 審査は、本市に設置する「静岡市駿河区広告付窓口番号案内表示システム等導入業務におけるプロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)にて総合的に評価を行い、最も評価が高い提案者を協定締結候補者とする。
- ③ 提案者が7者を超える場合は、事務局による予備審査を実施し、プロポーザル審査会参加者を最大7者まで選定する。なお、予備審査は、(別紙2)「企画提案審査基準」に準じて実施する。
- ④ プロポーザル審査会の実施日程(予定)は、令和8年7月30日(木)とする。なお、実

施時間、場所等の詳細は、令和8年7月24日(金)までに通知する。

- ⑤ プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおり。
  - ア 準備:5分
  - イ 説明:20分
  - ウ 質疑応答:15分
- ⑥ プレゼンテーションは、原則として、本業務の協定を締結する際に担当者として従事する者が行うこと。
- ⑦ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ⑧ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。
- ⑨ プロジェクタ、スクリーン等は事務局が用意する。
- ⑩ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。
- ⑪ プロポーザル審査会を欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、事務局まで連絡すること。この場合、その後の対応については、本市からの指示に従うこと。

## (2) 評価者

本市が設置する静岡市駿河区番号案内表示システム等導入業務におけるプロポーザル審査会における審査員が評価者となる。

## (3) 企画提案の評価

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、(別紙2)「企画提案審査基準」に準じ項目ごと数値化した点数の合計などにより事業者を選定するため、企画提案審査基準の評価項目を参考にし、プレゼンテーションを実施すること。

## 8 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

## 9 候補者にならなかった者の説明要求及び回答

- (1) 協定締結の候補者とならなかった者は、令和8年8月10日(月)17時までに書面にて説明を求めることができる。電子メールでの提出可能。なお、様式は問わない。
- (2) 令和8年8月13日(木)17時までに電子メールで書面にて回答する。なお、説明要求者が回答書の郵送を希望する場合は、上記日付までの消印を有効とする。

## 10 審査結果の通知

審査結果は、令和8年8月3日(月)以降に書面により個別に電子メールで通知するとともに、静岡市ホームページで協定締結候補者名を公表する。

## 11 審査結果後の手続等

審査結果の通知後、協定締結候補者と速やかに協定内容について調整後、協定書の締結手続を行う。

## 12 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とする。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について、本市は選定手続に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は、受託候補者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成 15 年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示するものとする。

## 13 事務局(問合せ先)

〒422-8550

静岡県静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号(駿河区役所1階)

静岡市駿河区役所戸籍住民課 管理係 担当者: 靄田、後藤

電話: 054-287-8611

メール: srg-koseki@city.shizuoka.lg.jp